

令和7年

第5回日向市議会(定例会)議案

8月28日

日向市

も く ろ く

議案第69号	日向市企業版ふるさと納税基金条例	1
議案第70号	日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第71号	日向市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第72号	日向市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第73号	日向市手数料条例の一部を改正する条例	12
議案第74号	日向市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第75号	日向市都市公園条例及び日向市体育館条例の一部を改正する条例	15
議案第76号	日向市市民バス条例の一部を改正する条例	21
議案第77号	日向市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	24
議案第78号	越表下渡川辺地に係る総合整備計画の変更について	26
議案第79号	財産の取得について	29
議案第80号	令和7年度日向市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第81号	令和7年度日向市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第82号	令和7年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第83号	令和7年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	別冊
議案第84号	令和7年度日向市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	別冊

日向市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、日向市企業版ふるさと納税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算(以下「歳入歳出予算」という。)に定める額の範囲内とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認める場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年8月28日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年日向市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長その他の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で同表の利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関</th> <th style="width: 80%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 市長</td> <td><u>日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例（平成18年日向市条例第28号）による山村定住住宅（同条例第2条に規定する山村定住住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td>8～12 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1～6 [略]		7 市長	<u>日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例（平成18年日向市条例第28号）による山村定住住宅（同条例第2条に規定する山村定住住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	8～12 [略]		<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長その他の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関</th> <th style="width: 80%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8～12 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 市長</td> <td><u>住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1～6 [略]		7 削除		8～12 [略]		13 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利</u>
機関	事務																		
1～6 [略]																			
7 市長	<u>日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例（平成18年日向市条例第28号）による山村定住住宅（同条例第2条に規定する山村定住住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>																		
8～12 [略]																			
機関	事務																		
1～6 [略]																			
7 削除																			
8～12 [略]																			
13 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利</u>																		

用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1～28 [略]		
29 市長	日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例による山村定住住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
30～35 [略]		

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 [略]			
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付	[略]	

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1～28 [略]		
29 削除		
30～35 [略]		
36 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 [略]			
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付	[略]	

金若しくは進学・就
学準備給付金の支
給、保護に要する費
用の返還又は徴収
金の徴収に関する
事務であって規則
で定めるもの

3 [略]

金若しくは進学・就
職準備給付金の支
給、保護に要する費
用の返還又は徴収
金の徴収に関する
事務であって規則
で定めるもの

3 [略]

附 則

この条例は、令和7年11月10日から施行する。

令和7年8月28日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日向市職員の育児休業等に関する条例（平成4年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第21条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30</u></p>

間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条の規定による育児のための特別休暇又は同条例第15条の4第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されている時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則で定める育児を理由として勤務しない場合又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条の規定による育児のための特別休暇又は同条例第15条の4第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されている時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則で定める育児を理由として勤務しない場合又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき
当該勤務時間の時間数
- （2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき
当該残時間数

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の日向市職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年8月28日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日向市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(規則への委任)</p> <p>第17条 [略]</p>	<p>(規則への委任)</p> <p>第17条 [略]</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第17条の2 任命権者は、日向市職員の育児休業等に関する条例（平成4年日向市条例第2号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 日向市職員の育児休業等に関する条例第24条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対</u></p>

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して規則の定める基準に従い任命権者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の日向市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から第17条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して規則の定める基準に従い任命権者が別に定める。

令和7年8月28日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市手数料条例の一部を改正する条例

日向市手数料条例（平成12年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第4（第2条関係）					別表第4（第2条関係）				
種類	区分	単位	金額	備考	種類	区分	単位	金額	備考
1～3 [略]					1～3 [略]				
4 税等に関する証明又は閲覧手数料	[略]				4 税等に関する証明又は閲覧手数料	[略]			
	納税額に関する証明		[略]			納税に関する証明		[略]	
	<u>課税台帳又は地図の閲覧</u>	1件	300円			<u>名寄帳兼（補充）課税台帳の写し又は閲覧</u>	1件	[略]	
	<u>土地・家屋名寄帳の写し</u>	1枚	[略]			<u>地図の写し又は閲覧</u>	1枚	[略]	
5～10 [略]					5～10 [略]				

附 則

この条例は、令和7年11月10日から施行する。

令和7年8月28日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日向市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年日向市条例第21号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>。次条において「単価の限度額」という。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>。次条において「単価の限度額」という。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数があ</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数があ</p>

る場合には、その端数は、1円とする。以下この条において「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

る場合には、その端数は、1円とする。以下この条において「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年8月28日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市都市公園条例及び日向市体育館条例の一部を改正する条例

(日向市都市公園条例の一部改正)

第1条 日向市都市公園条例(昭和52年日向市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後															
<p>(有料公園施設)</p> <p>第11条の2 有料公園施設(市の管理する公園施設のうち有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>有料公園施設の種類及び名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大王谷運動公園</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		公園名	有料公園施設の種類及び名称	[略]		大王谷運動公園	[略]	<p>(有料公園施設)</p> <p>第11条の2 有料公園施設(市の管理する公園施設のうち有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>有料公園施設の種類及び名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大王谷運動公園</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>日向市総合体育館(以下「総合体育館」という。)</u></td> </tr> </tbody> </table>		公園名	有料公園施設の種類及び名称	[略]		大王谷運動公園	[略]		<u>日向市総合体育館(以下「総合体育館」という。)</u>
公園名	有料公園施設の種類及び名称																
[略]																	
大王谷運動公園	[略]																
公園名	有料公園施設の種類及び名称																
[略]																	
大王谷運動公園	[略]																
	<u>日向市総合体育館(以下「総合体育館」という。)</u>																
<p>第11条の3～第18条 [略]</p> <p>別表第2(第11条の6関係)</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 野球場、運動広場及び<u>陸上競技場</u>附属設備</p> <p>8～11 [略]</p>		<p><u>(休園日)</u></p> <p><u>第12条 有料公園施設の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、臨時に休園日を設けることができる。</u></p> <p><u>(1) 総合体育館以外の有料公園施設 12月29日から翌年の1月3日まで</u></p> <p><u>(2) 総合体育館 毎月第3火曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで</u></p> <p>第13条～第24条 [略]</p> <p>別表第2(第11条の6関係)</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 野球場、運動広場及び<u>陸上競技場の</u>附属設備</p> <p>8～11 [略]</p>															

12 総合体育館

種別		使用料		
		(1時間当たり)		
アリーナ	入場料を徴収しない場合	児童生徒	800円	
		一般	1,600円	
		職業	16,000円	
	入場料を徴収する場合	児童生徒	1,600円	
		一般	3,200円	
		職業	32,000円	
	照明設備	全灯 (6列)	750ルクス以上	450円
			1,000ルクス以上	600円
	空調設備	競技場	2,000円	
観客席		1,500円		
武道場	入場料を徴収しない場合	児童生徒	270円	
		一般	540円	
		職業	5,400円	
	入場料を徴収する場合	児童生徒	540円	
		一般	1,080円	
		職業	10,800円	
	空調設備		600円	
多目的室	入場料を徴収しない場合	児童生徒	300円	
		一般	600円	
		職業	6,000円	
	入場料を徴収する場合	児童生徒	600円	
		一般	1,200円	
		職業	12,000円	

	空調設備		300 円
トレーニング室	児童生徒		150 円
	一般		300 円
会議室等	会議室（1区画）		200 円
	大会事務室		200 円
	空調設備	会議室（1区画）	100 円
		大会事務室	100 円
<p>摘要</p> <p>1 利用時間は、午前9時から午後10時までとする。</p> <p>2 アリーナを児童生徒又は一般が使用し、入場料を徴収しない場合において、使用面積が床面積の3分の2以下のときの使用料の額は、次の各号に掲げる額（10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）とする。</p> <p>（1）使用面積が床面積の2分の1を超え3分の2以下のとき この表に掲げる額の3分の2の額</p> <p>（2）使用面積が床面積の3分の1を超え2分の1以下のとき この表に掲げる額の2分の1の額</p> <p>（3）使用面積が床面積の6分の1を超え3分の1以下のとき この表に掲げる額の3分の1の額</p> <p>（4）使用面積が床面積の10分の1を超え6分の1以下のとき この表に掲げる額の6分の1の額</p> <p>（5）使用面積が床面積の12分の1を超え10分の1以下のとき この表に掲げる額の10分の1の額</p> <p>（6）使用面積が床面積の12分の1以下のとき この表に掲げる額の12</p>			

分の1の額

3 アリーナの照度を750ルクス以上又は1,000ルクス以上で使用する場合は、1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）を加算して徴収する。

- (1) 照明設備を6列全て使用するとき この表に掲げる額
- (2) 照明設備を4列使用するとき この表に掲げる額の3分の2の額
- (3) 照明設備を3列使用するとき この表に掲げる額の2分の1の額
- (4) 照明設備を2列使用するとき この表に掲げる額の3分の1の額
- (5) 照明設備を1列使用するとき この表に掲げる額の6分の1の額

4 武道場を児童生徒又は一般が使用し、入場料を徴収しない場合において、武道場の2分の1だけを使用するときの区画及び空調設備の使用料の額は、この表に掲げる額の2分の1の額（10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）とする。

5 この表に定める以外の附属設備及び備品の使用料については、1時間当たり500円を超えない範囲で規則で定める。

12 備考

(1) この表における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	第2項の表から第8項の表まで	第10項の表	第11項の表
[略]			

13 備考

(1) この表における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	第2項の表から第8項の表まで	第10項の表	第11項及び第12項の表
[略]			

(日向市体育館条例の一部改正)

第2条 日向市体育館条例（平成18年日向市条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)

第3条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
日向市体育センター	日向市本町10番5号
日向市越表体育館	日向市東郷町下三ケ1604番地3
[略]	

(指定管理者による管理)

第4条 日向市体育センター（以下「体育センター」という。）の管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第7条に規定する体育センターの使用の許可等に関する業務
- (2) 第9条に規定する体育センターの使用許可の取消し等及び第10条に規定する体育センターの入館の制限に関する業務
- (3) 体育センターの建物、附属設備、備品等の維持管理に関する業務
- (4) [略]

(開館時間及び休館日)

第6条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、体育センターにあっては、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可等)

第7条 体育館を使用しようとする者は、あらかじめ市長(体育センターにあ

第3条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
日向市越表体育館	日向市東郷町下三ケ1604番地3
[略]	

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、体育館の管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第10条までの規定中「市長」を「指定管理者」に読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第7条に規定する体育館の使用の許可等に関する業務
- (2) 第9条に規定する体育館の使用許可の取消し等及び第10条に規定する体育館の入館の制限に関する業務
- (3) 体育館の建物、附属設備、備品等の維持管理に関する業務
- (4) [略]

(開館時間及び休館日)

第6条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可等)

第7条 体育館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなけれ

つては、指定管理者。以下この条、次条、第9条及び第10条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 [略]

(利用料金)

第12条 市長は、相当と認めるときは、法第244条の2第8項の規定により、体育センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として、收受させるものとする。この場合において、前条第1項の規定にかかわらず、使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(日向市武道館条例の廃止)

2 日向市武道館条例（平成18年日向市条例第67号）は、廃止する。

ばならない。

2 [略]

(利用料金)

第12条 市長は、相当と認めるときは、法第244条の2第8項の規定により、体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として、收受させるものとする。この場合において、前条第1項の規定にかかわらず、使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 [略]

令和7年8月28日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市市民バス条例の一部を改正する条例

日向市市民バス条例（平成20年日向市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後			
別表第1（第3条関係） 1～5 [略]		別表第1（第3条関係） 1～5 [略] <u>6 予約型乗合バス市街地線</u>			
		<u>運行路線名</u>	<u>起点</u>	<u>主な経由地</u>	<u>終点</u>
		<u>予約型乗合バス市街地線</u>	<u>日向市駅東</u>	<u>富高 日知屋 財光寺</u>	<u>日向市駅東</u>
			<u>口</u>	<u>塩見 細島</u>	<u>口</u>
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）			
<u>種別</u>	<u>使用料</u>	<u>種別</u>	<u>使用料</u>		
普通利用	<u>市街地、東郷地区、南部地区及び細島地区の運行路線においては、1回の利用につき200円。南部地区と市街地間の運行路線においては、最初の12キロメートル未満を200円とし、以後4キロメートルごとに50円を加算した額（乗換割引券の発行を受けた者が当日に他路線に乗り換える場合には当該乗換割引券に記載されている金額について使用料の割引を行う。）</u>	普通利用	<u>市街地、東郷地区、南部地区及び細島地区の運行路線</u>	<u>1回の利用につき200円</u>	
			<u>南部地区と市街地間の運行路線</u>	<u>最初の12キロメートル未満を200円とし、以後4キロメートルごとに50円を加算した額（乗換割引券の発行を受けた者が当日に他路線に乗り換える場合には当該乗換割引券に記載されている金額について使用料の割引を行う。）</u>	
			<u>予約型乗合バス市街地線</u>	<u>1回の利用につき300円</u>	

[略]

定期乗車券	単一路線定期乗車券（発行を受けた者が定められた期間内に市民バスの特定の運行路線について、不特定回数乗車することができる乗車券）	[略]
	全路線定期乗車券（発行を受けた者が定められた期間内に市民バスのすべての運行路線について、不特定回数乗車することができる乗車券）	1箇月につき <u>6,000円</u>
一日乗車券	（発行を受けた者が発行日に限り、南部地区と市街地間の運行路線を除く市民バスの運行路線について、不特定回数乗車することができる乗車券）	[略]

[略]

定期乗車券	単一路線定期乗車券（発行を受けた者が定められた期間内に市民バスの特定の運行路線（ただし、予約型乗合バス市街地線を除く。）について、不特定回数乗車することができる乗車券）	[略]
	複数路線定期乗車券（発行を受けた者が定められた期間内に予約型乗合バス市街地線を除く市民バスのすべての運行路線について、不特定回数乗車することができる乗車券）	1箇月につき <u>6,000円</u>
	予約型乗合バス定期乗車券（発行を受けた者が定められた期間内に予約型乗合バスを不特定回数乗車することができる乗車券）	1箇月につき <u>7,000円</u>
	全路線定期乗車券（発行を受けた者が定められた期間内に市民バスのすべての運行路線について、不特定回数乗車することができる乗車券）	1箇月につき <u>8,000円</u>
一日乗車券	（発行を受けた者が発行日に限り、南部地区と市街地間の運行路線及び予約型乗合バス市街地線を除く市民バスの運行路線について、不特定回数乗車することができる乗車券）	[略]

備考

1～3 [略]

備考

1～3 [略]

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年8月28日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日向市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年日向市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその<u>1歳に満たない</u>子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>以下同じ。</u>）</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。）<u>又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年8月28日 提出
日向市長 西 村 賢

越表下渡川辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項に基づき、越表下渡川辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和7年8月28日 提出

日向市長 西 村 賢

総合整備計画書第一次変更（案）

宮崎県日向市越表下渡川辺地
(辺地の人口92人 面積 46.0㎦)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

日向市東郷町下三ヶ字 宝瀬ノ内、中水流、鹿文字山、八ツ山、田口原、柳原、
黒松、一松露、児洗、涼松、葛箆内、倉谷、矢櫃、竜馬、
雪車塚、下村、中村、上村、董ヶ窪、崩レ

(2) 地域の中心の位置

日向市東郷町下三ヶ1326番地1

(3) 辺地度点数 158点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

越表下渡川辺地は、当市の西部に位置し、中心市街地から約3.2km離れた山間地に位置している。本辺地は、森林に囲まれているため、集落が散在し、集落間の距離が長く、孤立性の強い配置となっている。地域住民の日常生活に関わる用事や交流活動では、中心市街地や東郷町域の中心である鶴野内区の各種施設を日常的に利用しているが、人口構成において人口流出や少子高齢化の進行が顕著に表れており、今後更に進行することが予想される。

(1) 診療施設の整備

東郷診療所は、昭和29年に東郷村国民健康保険直営診療所として開設して以降、東郷地域の唯一の公的医療機関であり、当該地域の中心的な医療機関としての役割を担っている。昭和49年に現在地の敷地に新築移転してから48年を経過し、老朽化に加え耐震性にも課題を抱えている。

そのような中、地域医療はもとより、本診療所を取り巻く環境は著しく変化してきており、急速な少子高齢化の進展による人口減少社会の中で持続可能な医療を提供するための体制づくりが急務となっている。

このようなことから、市民代表や有識者などから構成する「日向市立東郷診療所整備検討委員会」を発足させ、新たな施設の整備に向けた方針を示した「日向市立東郷診療所基本構想」及びこの構想を踏まえた「日向市立東郷診療所整備基本計画」を策定した。この基本計画に基づき、診療所の新築及び医療機器の導入・更新を行い、持続可能な医療提供体制の整備を図る。

(2) 林道の整備

本辺地は農業及び林業が基幹産業となっており、通行の安全性の確保と森林施業の安定を図るためには、適切な道路ネットワークの維持が重要である。

今後、木材の搬出や森林保育のコスト削減など生産性の高い林業の確立を図っていくためには、林道の適切な維持管理が不可欠となっている。

また、美郷町南郷区を結ぶ林道となるため、森林施業において重要な路線として位置付けられている。

このようなことから、森林施業の安定化を図るための林道整備を行い、基幹産業である林業の振興を図るとともに、集落間連絡の確保など環境基盤の整備を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業区分 主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
診療施設	日向市	15,901	1,523	14,378	14,300
林道	日向市	25,000	14,500	10,500	10,500
合計		40,901	16,023	24,878	24,800

財産の取得について

次のとおり、物品を購入する。

- | | |
|---------|---|
| 1 購入物品 | 中学校学習者用コンピュータ |
| 2 契約の方法 | 一者随意契約 |
| 3 購入価格 | 102,482,600円 |
| 4 購入先 | 宮崎市高千穂通二丁目1番16号
NTT西日本株式会社 宮崎支店
支店長 横奥 宏明 |

令和7年8月28日 提出

日向市長 西 村 賢